

令和 4 年 9 月 1 日 開 会

⑤

令和 4 年 第 3 回 茨 城 県 議 会 定 例 会 議 案 概 要 説 明 書

(第 2 綴)

茨 城 県

目 次

- 1 公安委員会委員の任命について 1
- 2 収用委員会委員の任命について 2
- 3 収用委員会予備委員の任命について 4

1 公安委員会委員の任命について

公安委員会委員（定数3）のうち、富田信穂氏が令和4年10月28日付をもって任期満了となるので、警察法（昭和29年法律第162号）第39条第1項の規定に基づき、議会の同意を得て、次の者を任命しようとするものである。

藤 川 雅 海

昭和27年10月13日生



現住所	茨城県土浦市		
学 歴	昭和51年 3月	横浜国立大学経済学部卒業	
職 歴	昭和51年 4月	株式会社関東銀行入行	
	平成24年 6月	株式会社筑波銀行代表取締役頭取	
	平成24年 7月	一般社団法人全国地方銀行協会理事	
	平成24年 7月	一般社団法人茨城県銀行協会理事	
	平成24年 7月	茨城県信用保証協会理事	
	平成26年 6月	一般社団法人茨城県経営者協会理事	
	令和 元年 6月	株式会社筑波銀行代表取締役会長	
	令和 2年 6月	株式会社筑波銀行取締役会長	

【任命理由】

公安委員会は、警察行政の民主的運営と政治的中立性を確保するため、警察法第38条に基づき、警察を管理する機関として設置されるもので、3人の委員をもって組織される。

候補者は、金融機関の頭取や会長として地域経済の発展に取り組むとともに、全国地方銀行協会理事や茨城県経営者協会理事を務めるなど、優れた見識と幅広い視野を有している。

公安委員会においては、これらの経歴を生かした役割が期待できる。

以上のことから、公安委員会委員として適任であり任命しようとするものである。

2 収用委員会委員の任命について

収用委員会委員（定数7）のうち、望月直美氏及び山田保典氏が令和4年10月28日付をもって任期満了となるので、土地収用法（昭和26年法律第219号）第52条第3項の規定に基づき、議会の同意を得て、次の者をそれぞれ任命しようとするものである。

望 月 直 美

昭和41年10月6日生



現住所	茨城県水戸市		
学 歴	平成 6 年 3 月	上智大学大学院法学研究科博士前期課程修了	
職 歴	平成 1 2 年 1 0 月	弁護士登録	
	平成 1 9 年 4 月	茨城県弁護士会副会長	
	平成 2 0 年 3 月	茨城県景観審議会委員	
	平成 2 2 年 1 月	望月法律事務所開設	
	平成 2 6 年 2 月	茨城県国土利用計画審議会委員	
	平成 2 7 年 1 月	茨城県私立学校審議会委員	
	平成 3 0 年 2 月	茨城県収用委員会予備委員（1期）	
	令和 元年 1 0 月	茨城県収用委員会委員（1期）	

【任命理由】

収用委員会は、土地収用法第51条に基づき、土地の収用又は使用の裁決を行う機関として設置されるもので、7人の委員をもって組織され、2人の予備委員を置いている。

候補者は、弁護士として土地収用法をはじめとする各種法令に精通するとともに、茨城県弁護士会副会長や茨城県景観審議会委員を務めるなど、優れた見識と幅広い視野を有している。

また、現在、1期目であり、適切に職務を果たしており、引き続き、これまでの経歴を生かした役割が期待できる。

以上のことから、収用委員会委員として適任であり任命しようとするものである。

大 塚 誠

昭和31年8月3日生



現住所	茨城県つくば市		
学 歴	昭和54年 3月	中央大学法学部卒業	
職 歴	昭和55年 4月	商工労働部中小企業課	
	平成17年 3月	企画部つくば・ひたちなか整備局新線・つくば調整課副参事	
	平成18年 3月	企画部企画課副参事	
	平成20年 4月	企画部企画課交通対策室長	
	平成22年 4月	総務部地域支援局県民センター総室長	
	平成22年 7月	生活環境部原子力安全対策課長	
	平成24年 4月	企業局総務課長	
	平成26年 4月	総務部参事兼総務課長	
	平成27年 4月	茨城県自治研修所長	
	平成29年 3月	茨城県退職	
	平成29年 7月	社会福祉法人自立奉仕会理事長	
	令和 3年 2月	茨城県収用委員会予備委員（1期）	

【任命理由】

収用委員会は、土地収用法第51条に基づき、土地の収用又は使用の裁決を行う機関として設置されるもので、7人の委員をもって組織され、2人の予備委員を置いている。

候補者は、昭和55年の茨城県入庁以来、総務部参事兼総務課長や自治研修所長などを歴任し、県政全般について、優れた見識と幅広い視野を有している。

また、現在、収用委員会予備委員を務めており、収用委員会においては、これまでの経歴を生かした役割が期待できる。

以上のことから、収用委員会委員として適任であり任命しようとするものである。

3 収用委員会予備委員の任命について

収用委員会予備委員（定数2）のうち、遠藤俊弘氏が令和4年10月28日付をもって任期満了となり、及び大塚誠氏を令和4年10月29日付をもって収用委員会委員に任命しようとするに伴い予備委員が1人欠員となるので、土地収用法（昭和26年法律第219号）第52条第3項の規定に基づき、議会の同意を得て、次の者をそれぞれ任命しようとするものである。

遠 藤 俊 弘

昭和45年6月24日生



現住所	茨城県水戸市		
学 歴	平成 7年 3月	明治大学法学部卒業	
職 歴	平成15年10月	弁護士登録	
	平成21年 4月	茨城県弁護士会副会長	
	平成22年 2月	いばらき法律事務所開設	
	平成26年 4月	日本司法支援センター茨城地方事務所副所長	
	令和 元年10月	茨城県収用委員会予備委員（1期）	

【任命理由】

収用委員会は、土地収用法第51条に基づき、土地の収用又は使用の裁決を行う機関として設置されるもので、7人の委員をもって組織され、2人の予備委員を置いている。

候補者は、弁護士として土地収用法をはじめとする各種法令に精通するとともに、茨城県弁護士会副会長や日本司法支援センター茨城地方事務所副所長を務めるなど、優れた見識と幅広い視野を有している。

また、現在、1期目であり、適切に職務を果たしており、引き続き、これまでの経歴を生かした役割が期待できる。

以上のことから、収用委員会予備委員として適任であり任命しようとするものである。

岩 上 康 雄

昭和 3 2 年 9 月 1 日 生



現住所	茨城県那珂市		
学 歴	昭和 5 5 年	3 月	茨城大学人文学部卒業
職 歴	昭和 5 5 年	4 月	企画部鹿島開発局鹿島開発第一課
	平成 2 0 年	4 月	土木部港湾課副参事
	平成 2 1 年	4 月	土木部港湾課港湾経営室長
	平成 2 3 年	4 月	生活環境部環境政策課長
	平成 2 6 年	4 月	総務部地域支援局県民センター総室長
	平成 2 8 年	4 月	総務部参事兼総務課長
	平成 2 9 年	4 月	商工労働観光部次長
	平成 3 0 年	3 月	茨城県退職
	平成 3 0 年	5 月	一般社団法人茨城県建設業協会常務理事
	令和 3 年	5 月	一般社団法人茨城県建設業協会専務理事

【任命理由】

収用委員会は、土地収用法第 5 1 条に基づき、土地の収用又は使用の裁決を行う機関として設置されるもので、7 人の委員をもって組織され、2 人の予備委員を置いている。

候補者は、昭和 5 5 年の茨城県入庁以来、総務部参事兼総務課長や商工労働観光部次長などを歴任し、県政全般について、優れた見識と幅広い視野を有している。

以上のことから、収用委員会予備委員として適任であり任命しようとするものである。